

6 その他 地域密着型サービス集団指導留意事項

1 宝塚市ホームページの確認について（介護事業者向け）

宝塚市ホームページにて、介護保険事業者向けの方への国・県からの通知や市からの通知など情報公開をしております。事業者様におかれましては定期的に確認していただくよう、よろしくお願ひします。

宝塚市ホームページ

ホーム>健康・福祉>介護保険>◆介護保険事業者向けお知らせ

2 職員研修について

令和元年度に、事業所職員が人権尊重違反（利用者の様子を動画にとり、SNSに掲載し、第三者が閲覧できる状態にした）を行った事例がありました。

また、この事例は利用者の介護を放棄した状態で動画を撮影しており、虐待に該当するものでした。

別の事例では、事業所職員が利用者から金品を授受したことがありました。

いずれの事例も、法令に違反した行為であります。

事業所様におかれましては、職員研修に法令遵守についての研修を計画し、実施していただくようお願いいたします。

3 業務管理体制の届け出について

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務体制の整備が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。詳しくは厚生労働省ホームページ「介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について」を確認いただき、所管行政機関に届け出てください。

4 制度改正について

介護保険制度の改正等がありましたら、宝塚市ホームページでの周知のほか、重要な改正については集団指導にて周知いたしますのでよろしくお願ひいたします。